寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

現行

~ 略 ~

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

- - (1) (略)
 - (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

 - イ 当該契約が選挙運動用自動車の 燃料の供給に関する契約である場 合 当該契約に基づき当該選挙運 動用自動車に供給した燃料の代金

改正案

~ 略 ~

(選挙運動用自動車の使用の公費負担 額及び支払手続)

- - (1) (略)
 - (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

 - イ 当該契約が選挙運動用自動車の 燃料の供給に関する契約である場 合 当該契約に基づき当該選挙運 動用自動車に供給した燃料の代金

(当該選挙運動用自動車(これに 代わり使用される他の選挙運動用 自動車を含む。)が既に前条の届 出に係る契約に基づき供給を受け た燃料の代金と合算して、7,560円 に当該候補者につき法第86条の4第 1項、第2項、第5項、第6項又は第8 項の規定による候補者の届出のあ った日から当該選挙の期日の前日 までの日数から前号の契約が締結 されている日数を除いた日数を乗 じて得た金額に達するまでの部分 の金額であることにつき、委員会 が定めるところにより、当該候補 者からの申請に基づき、委員会が 確認したものに限る。)

ウ (略)

~ 略 ~

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額 及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による 届出をした者に限る。)が同条の契約 に基づき当該契約の相手方であるビラ の作成を業とする者に支払うべき金額 のうち、当該契約に基づき作成された 選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価 (当該作成単価が7円51銭を超える場合 には、7円51銭) に当該選挙運動用ビラ の作成枚数(当該候補者を通じて、法 第142条 第1項 第7号に 定める 枚数の範囲 内のものであることにつき、委員会の 定めるところにより、当該候補者から の申請に基づき、委員会が確認したも のに限る。)を乗じて得た金額を、第6 条後段において準用する第2条ただし書 に規定する要件に該当する場合に限 り、当該ビラの作成を業とする者から の請求に基づき、当該ビラの作成を業 とする者に対し支払う。

~ 略 ~

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

(当該選挙運動用自動車(これに 代わり使用される他の選挙運動用 自動車を含む。)が既に前条の届 出に係る契約に基づき供給を受け た燃料の代金と合算して、7,700円 に当該候補者につき法第86条の4第 1項、第2項、第5項、第6項又は第8 項の規定による候補者の届出のあ った日から当該選挙の期日の前日 までの日数から前号の契約が締結 されている日数を除いた日数を乗 じて得た金額に達するまでの部分 の金額であることにつき、委員会 が定めるところにより、当該候補 者からの申請に基づき、委員会が 確認したものに限る。)

ウ (略)

~ 略 ~

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額 及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による 届出をした者に限る。)が同条の契約 に基づき当該契約の相手方であるビラ の作成を業とする者に支払うべき金額 のうち、当該契約に基づき作成された 選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価 (当該作成単価が7円73銭を超える場合 には、7円73銭) に当該選挙運動用ビラ の作成枚数(当該候補者を通じて、法 第142条 第1項 第7号に 定める 枚数の範囲 内のものであることにつき、委員会の 定めるところにより、当該候補者から の申請に基づき、委員会が確認したも のに限る。)を乗じて得た金額を、第6 条後段において準用する第2条ただし書 に規定する要件に該当する場合に限 り、当該ビラの作成を業とする者から の請求に基づき、当該ビラの作成を業 とする者に対し支払う。

~ 略 ~

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者(前条の規定によ る届出をした者に限る。)が同条の契 約に基づき当該契約の相手方であるポ スターの作成を業とする者に支払うべ き金額のうち、当該契約に基づき作成 された選挙運動用ポスターの1枚当たり の作成単価(当該作成単価が、525円6 銭にポスター掲示場の数を乗じて得た 金額に310,500円を加えた金額をポスタ 一掲示場の数で除して得た金額(1円未 満の端数がある場合には、その端数は1 円とする。)を超える場合には、当該 除して得た金額)に当該選挙運動用ポ スターの作成枚数(当該候補者を通じ てポスター掲示場の数の範囲内のもの であることにつき、委員会が定めると ころにより、当該候補者からの申請に 基づき、委員会が確認したものに限 る。)を乗じて得た金額を、第9条後段 において準用する第2条ただし書に規定 する要件に該当する場合に限り、当該 ポスターの作成を業とする者からの請 求に基づき、当該ポスターの作成を業 とする者に対し支払う。

|第11条 町は、候補者(前条の規定によ る届出をした者に限る。)が同条の契 約に基づき当該契約の相手方であるポ スターの作成を業とする者に支払うべ き金額のうち、当該契約に基づき作成 された選挙運動用ポスターの1枚当たり の作成単価(当該作成単価が、541円31 銭にポスター掲示場の数を乗じて得た 金額に316,250円を加えた金額をポスタ 一掲示場の数で除して得た金額(1円未 満の端数がある場合には、その端数は1 円とする。)を超える場合には、当該 除して得た金額)に当該選挙運動用ポ スターの作成枚数(当該候補者を通じ てポスター掲示場の数の範囲内のもの であることにつき、委員会が定めると ころにより、当該候補者からの申請に 基づき、委員会が確認したものに限 る。)を乗じて得た金額を、第9条後段 において準用する第2条ただし書に規定 する要件に該当する場合に限り、当該 ポスターの作成を業とする者からの請 求に基づき、当該ポスターの作成を業 とする者に対し支払う。

~ 略 ~

附 則

この条例は、公布の日から施行する。